

経済産業省「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の
充電インフラ整備事業」

奈良県次世代自動車充電インフラ整備計画

(平成29年3月改訂)

奈良県

1. 計画策定の趣旨

県内における電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及促進と交通利便向上のため、経済産業省の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業」を活用した、民間事業者等による公共用充電器の効果的な整備を促す。

2. 計画の内容

(1) 計画見直しの経緯

奈良県における充電器整備の取組は、これまで、平成25年9月に策定した本計画に基づいて推進してきたところであるが、「EV・PHVロードマップ検討会 報告書」(平成28年3月23日公表、経済産業省)において、「充電器の普及は進んだが、地域間の整備密度に相当のバラツキがあり、今後は最適配置の考え方を徹底した整備を進めるべきである。」とされ、それを受けて、平成28年5月に経済産業省から整備方針が示され、都道府県に対して現行計画の見直しについて指示があり、新たな整備目標を設定することとなった。

<経済産業省が示した整備方針>

①経路充電(原則として急速充電器)

- ・電欠懸念払拭のため、主要道路上の空白地域(※)を埋める
- ・道の駅・PA等、ドライバーの利便性の高い場所に整備

※急速充電器間の延長が30km以上となる区間

②目的地充電

- ・ 集客数の多い目的地を重点的に整備（商業施設、宿泊施設、観光施設、公共施設等）
- ・ 市町村単位での目標設定（箇所数、基数）

③計画期間を平成29年度～平成32年度とする

(2) 計画の対象

①地域 奈良県全域（高速道路については、NEXCO西日本関西支社が必要に応じて検討するため、計画の対象外）

②期間 計画の公表から平成32年度末まで

③機器 経路充電：急速充電器
目的地充電：普通充電器及び急速充電器

④充電設備の要件 以下の「公共性」の要件をすべて満たすこと。

- ・ 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ・ 充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ・ 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入などを条件にしていないこと。（ただし、駐車料金等の徴収は可。）
- ・ 利用者を限定していないこと（ただし、会員制等であってもその場で料金を支払うことで、誰でも充電設備を利用できる場合は、条件を満たすものとする。）

充電器の役割・利用シーン

役割	定義	利用シーン		主な設置場所
公共用充電器	あらゆる電気自動車を利用可能な充電器	経路充電	・長距離移動での電欠回避のための充電 ・主に急速充電器を利用	道の駅 コンビニ 自動車販売店
		目的地充電	・滞在先での駐車時間を活用した充電。経路充電を補完。 ・主に普通充電器を利用	宿泊施設 大型商業施設
非公共用充電器	限られた電気自動車のみが利用可能な充電器	基礎充電	・自宅など、車両の保管場所で行う充電 ・主に普通充電器を利用	自宅 職場

← 計画の対象

※ 充電時間の目安 急速充電器：約30分 普通充電器：4～8時間

3. 県内の充電インフラ整備状況

(1) これまでの目標の概要

①経路充電（急速充電器または普通充電器）

- ・主要道路(*1)沿いでの整備（108 箇所）
路線毎に 24 時間交通量(*2)及び延長に応じた整備箇所数を設定
 - *1 国道：県内路線延長 10km 以上（11 路線）
主要地方道：県内路線延長 7 km 以上、24h 交通量 7,000 台以上（17 路線）
 - *2 平成22年度道路交通センサス(国土交通省)から
- ・高速道路インターチェンジ付近での整備（14 箇所）
インターチェンジ（7 箇所）の周辺 3 km 以内にそれぞれ 2 箇所整備

②目的地充電（急速充電器または普通充電器）

人口、事業所数、面積等から市町村別に整備箇所数を設定（305 箇所）

(2) 進捗状況（平成 29 年 2 月現在）

	目標	進捗		うち急速		うち普通	
	箇所	箇所	基	箇所	基	箇所	基
経路充電 ①主要道路沿い	108	94	117	50	51	56	66
②高速道路ICの周辺	14	(20)	(21)	(11)	(11)	(9)	(10)
目的地充電	305	103	125	22	22	89	103
合 計	427	197	242	72	73	145	169

※（ ）の数値は①の内数 注：急速と普通が併設している設置箇所あり

4. 新たな整備目標の考え方

(1) 考え方、方針

経路充電と目的地充電に区分して目標を設定。

経路充電においては、移動中の電欠懸念を払拭するため、主要道路上で急速充電器間の延長が 30km 以上となる空白地域の解消を目指し、主要道路（※）上で、概ね 30km 毎に急速充電器を整備。また、自動車専用道路上で利用できるパーキングエリア等に急速充電器を整備。

目的地充電においては、多数もしくは遠方からの集客が見込める施設（以下「集客施設」）において、施設規模に応じた充電器数を整備。

※ 国道：県内路線延長 10km 以上（11 路線）

主要地方道：県内路線延長 7 km 以上、24h 交通量(*)：7,000 台以上（17 路線）

* 平成22年度道路交通センサス(国土交通省)から

(2) 今後新たな充電器整備を目指す箇所、基数

①経路充電 10箇所、10基（急速充電器のみ） ※6ページを参照

ア 空白地域での整備 9箇所、9基

空白地域にある道の駅を設置候補地とし、それでもなお、距離が30km以上となる場合は、中間地点付近の公共施設等を設置候補地とする。

路線名	設置候補地
国道166号	東吉野村役場(東吉野村小川) ※
国道168号	道の駅吉野路 大塔 五條土木事務所工務第二課(十津川村上野地) ※ 道の駅十津川郷
国道169号	道の駅杉の湯 川上 道の駅吉野路 上北山 下北山スポーツ公園(下北山村上池原) ※
国道309号	道の駅吉野路 黒滝
国道370号	道の駅宇陀路 大宇陀

※ 空白地域の中間地点付近の公共施設等。当該施設を中心として、道なりに5km以内の範囲を設置目標とする。

イ 自動車専用道路上で利用できるパーキングエリア等 1箇所、1基

路線名	設置候補地
京奈和自動車道	御所南パーキングエリア

②目的地充電 171箇所、181基（普通充電器または急速充電器）

集客施設の数や規模、及び既設充電器の状況を勘案して、市町村別に設置目標箇所数および基数を設定。

設置目標数の算定

集客施設として、下表の①～⑤を想定。施設規模から必要な充電器の基数（A）を算定し、既設充電器の基数（B）を引いた数を、当該施設で新たに設置すべき充電器の基数とし、これを市町村別に集計。

想定施設(※1)	Aの算定	Bに計上する充電器の設置場所の範囲
①大規模小売店舗	駐車可能台数222につき1基(※2)	施設の敷地及び周辺地域(※3)
②宿泊施設	駐車可能台数222につき1基	施設の敷地(※4)
③公営観光駐車場	駐車可能台数222につき1基	施設の敷地及び周辺地域
④多くの一般客が訪れる県施設	駐車可能台数222につき1基	施設の敷地及び周辺地域
⑤病院(診療所を除く)	病床数200未満1基、200以上2基	施設の敷地及び周辺地域

※1 目標数設定のための想定であり、その他の施設を計画から排除するものではない。

※2 経済産業省が示した充電器数の目安。

※3 周辺地域・・・急速充電器:周辺5km以内、普通充電器:周辺1km以内

※4 宿泊施設は、滞在時間が長く、目的地充電に最も適した施設であり、また、観光振興の観点からも、当該施設単独での充電器設置を目標とする。

市町村別 目的地充電の新規設置目標

市町村名	箇所数	基数	市町村名	箇所数	基数
奈良市	50	50	曽爾村	1	1
大和高田市	5	5	御杖村		
大和郡山市	4	4	高取町	1	1
天理市	6	6	明日香村	1	1
橿原市	6	16	上牧町		
桜井市	11	11	王寺町		
五條市	8	8	広陵町		
御所市	1	1	河合町		
生駒市	6	6	吉野町	19	19
香芝市			大淀町	3	3
葛城市	2	2	下市町		
宇陀市	7	7	黒滝村		
山添村			天川村	14	14
平群町	3	3	野迫川村	1	1
三郷町	4	4	十津川村	13	13
斑鳩町	1	1	下北山村		
安堵町			上北山村		
川西町			川上村		
三宅町			東吉野村	4	4
田原本町			合計	171	181

